

砂利採取法上の規定と策定する処分基準のイメージ

砂利採取法上の処分規定

砂利採取業登録取消等事由(§ 12条第1項)

- ①登録後に登録拒否事由に該当
(例) 暴力団員が役員に就任。役員が砂利採取法により罰金刑。
- ②無認可の採取
- ③不正な手段による登録
(例) 職員を脅迫して登録取得。
雇用関係等の無い者を業務主任者として登録取得
- ④2週間以上業務主任者不在
(例) 業務主任者退職後、補充なし。
- ⑤採取計画認可の取消し
- ⑥変更届出違反
(例) 虚偽内容で変更届出。代表者変更があったが届出無し。

採取計画認可取消等事由(§ 26条)

- ①不正な手段による認可
(例) 職員を脅迫して認可取得。
虚偽の土地売買契約を用いて認可取得。
- ②採取計画遵守義務違反
(例) 認可区域外で砂利を採取。
採取計画と異なる方法で砂利採取。
県が認可していない土砂で埋め戻し。
- ③認可条件違反
(例) 田畑へ汚水を流さない条件に反して田畑へ排水。
- ④変更命令又は緊急措置命令等違反
(例) 場内の土砂が場外へ流出したが、県の命じた措置に従わない。

策定する処分基準

登録取消等事由に係る処分基準

- ①～③→登録取消し
- ④、⑤→事業停止6箇月
- ⑥ →事業停止3箇月

処分の軽重は、他県の処分基準を参考に、災害防止の観点や刑罰の軽重に応じて設定
(下記の採取計画認可関係の処分も同様)

認可取消等事由に係る処分基準

- ①→認可取消
- ②(認可区域外砂利採取) →認可取消
(上記以外) →砂利採取停止3箇月
- ③(災害防止の違反) →砂利採取停止6箇月
(上記以外) →砂利採取停止3箇月
- ④→砂利採取停止6箇月

※ 情状酌量の余地等が認められる場合等は処分軽減
違反行為が悪質である場合等は処分加重